

平成 28 年度 定例監査の結果に基づく措置状況

1 知事

(1) 本庁

番号	機 関 名	ページ
1	健康福祉局	1～3
2	農林水産局	4
3	土木建築局	5～6

(2) 地方機関

番号	機 関 名	所管部局	ページ
4	西部総務事務所	総 務 局	6
5	県立総合技術研究所東部工業技術センター		7
6	県立総合技術研究所農業技術センター		8
7	西部厚生環境事務所・西部保健所	健康福祉局	9
8	西部東厚生環境事務所・西部東保健所		10
9	県立広島学園		11～12
10	県立三次看護専門学校		12～13
11	東部農林水産事務所	農林水産局	13
12	西部農業技術指導所		14
13	東部農業技術指導所		15
14	東部畜産事務所		15
15	西部建設事務所	土木建築局	16～18
16	広島港湾振興事務所		19

(3) 財政的援助団体

番号	機 関 名	所管部局	ページ
17	公立大学法人県立広島大学	環境県民局	20～21
18	一般財団法人広島県環境保全公社		22
19	公益財団法人広島県地域保健医療推進機構	健康福祉局	23
20	一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団	農林水産局	24
21	一般社団法人広島県果実生産出荷安定基金協会		24
22	一般社団法人広島県野菜価格安定資金協会		25
23	株式会社ひろしま港湾管理センター	土木建築局	26～27

2 教育委員会

(1) 本庁

番号	機 関 名	ページ
1	教育委員会事務局	28

(2) 地方機関

番号	機 関 名	ページ
2	県立教育センター	29
3	県立広高等学校	30
4	県立三原東高等学校	31
5	県立福山葦陽高等学校	32
6	県立庄原格致高等学校	32
7	県立安芸府中高等学校	33～34
8	県立高陽東高等学校	35
9	県立呉昭和高等学校	36
10	県立広島中央特別支援学校	37
11	県立呉南特別支援学校	38～39

(3) 財政的援助団体

番号	機 関 名	ページ
12	公益財団法人広島県教育事業団	40

3 公安委員会

(1) 地方機関

番号	機 関 名	ページ
1	広島中央警察署	41
2	安佐北警察署	42
3	山県警察署	43
4	広警察署	43

(2) 財政的援助団体

番号	機 関 名	ページ
5	公益財団法人暴力追放広島県民会議	44

【知事】

1 健康福祉局（監査年月日：平成28年12月1日）

監査結果（指摘事項）

【ア 行政財産使用料の徴収について】

行政財産使用料の徴収において、収入手続が遅延しているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。（障害者支援課）

使用許可財産	許可内容	徴収すべき期限	納付書に記載された納付期限	使用料（年額）
土地（障害者リハビリテーションセンター）	電柱敷等 8件	平成28年4月30日	平成28年6月22日	66,210円
建物（障害者リハビリテーションセンター）	ATM等 6件	平成28年4月30日	平成28年6月22日	134,820円
土地（障害者療育支援センター）	電柱敷等 3件	平成28年4月30日	平成28年6月22日	500,810円
建物（障害者療育支援センター）	自動販売機等 4件	平成28年4月30日	平成28年6月22日	1,104,150円
建物（福山若草園）	自動販売機	平成28年4月30日	平成28年6月22日	30,570円
土地（視覚障害者情報センター）	自動販売機	平成28年4月30日	平成28年6月22日	1,680円
建物（視覚障害者情報センター）	法人事務所	平成28年4月30日	平成28年6月22日	49,660円
根 拠	行政財産の使用料に関する条例第4条			

措置の内容

【原因】

徴収期限について条例で「その期の初日から30日以内に徴収する。」と定めていることを承知せず、年間使用料であり、期間中に徴収すれば良いと誤認していた。

【措置内容】

条例・規則等を再確認し、年度当初に処理すべき業務として明確に位置付けるとともに、重要な引継事項とする。平成29年度においては、4月上旬に納入通知書を発行し、4月中に全て収納されている。

監査結果(指摘事項)

【イ 看護師等修学資金貸付金に係る事務処理について】

看護師等修学資金貸付金については、貸付けを受けた者が看護職員養成施設を卒業後1年以内に看護職員の免許を取得し、かつ、県内の医療機関等で5年以上看護職員としての業務に従事したときなど返還免除の要件を満たした場合には、貸付けを受けた者からの申請を受けて、貸付金の返還が免除される。

また、貸付けを受けた者が看護職員養成施設を退学したとき、卒業後1年以内に看護職員の免許を取得できなかったときなど返還免除の要件を満たさない場合などには、貸付金を返還しなければならないこととなっている。この貸付金の返還免除又は返還の手続が行われていないものがあった。適正な事務処理に努められたい。(医療介護人材課)

根拠	広島県看護師等修学資金貸付規則第5条, 第14条
----	--------------------------

措置の内容

【原因】

返還免除手続きを行えば返還免除となる者は2名、返還手続きが行われていない者は1名おり、電話や文書による催告を実施しているが、本人が手続きに協力的でないため。

【措置内容】

早期に手続きを実施し、債権処理を進めるため、所属において処理方針を定め、電話や文書による催告に加えて自宅を訪問して催告を行った。その結果、1名が返還免除を申請したため、免除を決定した。引き続き、債務者の生活状況を把握し、それぞれの状況に応じた方針のもとに定期的な催告を行い、債権管理の適正化に努める。

監 査 結 果 (指 摘 事 項)

【ウ 施設整備等補助金の額の確定について】

平成 27 年度に実施した財政援助団体監査において、次の補助金の補助対象工事のうち地盤改良工事が、当初の設計とは異なった工事がなされていた。また、補助金交付者である県は、当初設計に基づき、中間検査、竣工検査を行い、額の確定を行っていた。

については、一連の補助金交付手続について再確認し、今後は適正に実施するよう努められたい。

(地域福祉課, 障害者支援課)

補助金名	平成 25 年度社会福祉施設等整備費補助金 (平成 26 年度繰越分)
------	-------------------------------------

措 置 の 内 容

【原因】

平成 26 年度当時、補助事業については、内示後、補助事業者及び設計者に対して、整備マニュアルを配付するとともに、設計変更等を行う場合は、県への事前協議や工事変更契約書作成等の手続が必要となることなどを説明していた。また、中間検査において設計変更等の有無を口頭等により確認するとともに、完了検査において建築基準法上の検査済証等により整備状況を現認していた。

当該事案は、補助事業者が県への設計変更に係る手続を行っていなかったこと、また、県の方でも中間検査及び完了検査において設計とは異なる施工実績となっていることについて現認できなかったことが原因で生じた。

【措置内容】

上記原因を踏まえ、今後の補助金交付手続の適正化を図るため、整備マニュアルの見直しを行い、健康福祉局の補助事業については、内示後の事前説明において、設計変更等を行う場合の手続について周知徹底した。

また、設計変更等がある場合は、中間検査等の前に補助事業者等から関係資料を提出させるとともに、中間検査等において工事監理者等から設計書と施工データを照らし合わせながら施工状況、重要な変更の有無について説明させ、県の職員が現認することとした。

さらに、当該事案については、補助事業者等から申出書の提出を受け、次の(1)から(4)までの事項について補助事業者と確認している。

なお、(4)の定期点検の状況については、県が実施する実地指導において確認することとする。

- (1) 設計変更の全容
- (2) 補助対象経費は減額となったものの、補助金額には影響がなく変更がないこと。
- (3) 地盤改良工事について設計を変更して行ったが、建物の安定性 (安全性) には問題がないこと。
- (4) 建物の状態について今後 10 年間定期点検を行い、問題があれば県に報告すること。

2 農林水産局（監査年月日：平成 28 年 12 月 1 日）

監 査 結 果（指摘事項）				
【行政財産使用料の徴収について】				
行政財産使用料の徴収において、収入手続が遅延しているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。（森林保全課）				
使用許可財産	許可内容	徴収すべき期限	納付書に記載された納付期限	使用料（年額）
広島県立広島緑化植物公園（土地）	電柱（6本） 支柱・支線（9本）	平成 28 年 4 月 30 日	平成 28 年 6 月 15 日	2,700 円
広島県緑化センター（土地）	電柱（25本） 支柱・支線（25本）	平成 28 年 4 月 30 日	平成 28 年 6 月 15 日	9,000 円
根拠	行政財産の使用料に関する条例第 4 条			
措 置 の 内 容				
【原因】				
行政財産使用料徴収事務についての認識不足による。				
【措置内容】				
年度替わりの引継書に当該事務を明記するとともに、収入手続に係るスケジュールをまとめた行政財産使用許可の一覧表を作成し、所属内で共有し相互チェックを行うなど、再発防止に取り組んだ。なお、平成 29 年度分については、期限内の調定事務を行い、入金が確認された。				

監 査 結 果（改善を求める事項）
【特別会計に係る財務書類の作成・公表について】
平成 26 年度に、一般財団法人広島県農林振興センターから県営林事業費特別会計に移管した分収造林事業については、「第 1 期広島県営林中期管理経営計画」などを策定し、経営改善に取り組んでいるところである。
また、平成 27 年度から事業の収支計画及び実績等を記載した「事業実施状況」を作成・公表するとともに、平成 28 年 9 月には貸借対照表が作成・公表され、その注記において分収造林事業の経営改革に伴う県民負担及び森林資産の将来収益見込等を記載しており、財務情報の開示に取り組んでいるところである。
今後は、従前から実施している「県営林事業」及び移管された「分収造林事業」、それぞれの経営成績や財政状態が分かるよう、より一層経営状況の透明化を図っていただきたい。
（農林水産総務課，森林保全課）
措 置 の 内 容
「既存県営林事業」及び県移管された「旧分収造林事業」を併せた約 2 万 ha、549 事業地については、県営林として一体的に管理経営することにより業務の効率化を図り、また、2 万 ha のスケールメリットを活かして生産コストの縮減や販売力の向上などの経営改善に取り組んでいるところである。
また、第 1 期広島県営林中期管理経営計画において、県営林事業全体での経常利益の黒字化を目標に取り組んでおり、年度毎に経営改善の数値目標を設定し、その実施状況について報告を行っている。
今後は、貸借対照表における森林資産の評価方法と併せて、「既存県営林事業」及び「旧分収造林事業」それぞれの経営成績や財政状況の整理方法について検討するなど、より一層の透明化を図って参りたい。

3 土木建築局（監査年月日：平成 28 年 12 月 1 日）

監 査 結 果（指摘事項）	
<p>【ア 指定管理業務における管理費用の事務処理について】 平成 26 年度のボートパーク福山管理業務において、管理費用負担額の消費税額を過少に算定して年度別協定書を締結していた。また、管理費用負担額の確定時に生じた修繕費の剰余金について、管理業務仕様書で精算するように定められていたにもかかわらず、消費税額の過少分に充当させていた。適正な事務処理に努められたい。（港湾振興課）</p>	
根 拠	ボートパーク福山 管理業務仕様書 5（2）
措 置 の 内 容	
<p>【原因】 消費税増税に伴う指定管理料の増額を失念していたものである。また、指定管理協定の規定を看過し、県へ返還すべき修繕費の剰余金を、消費税過少分に充当したものである。</p> <p>【措置内容】 消費税増税等の契約額に影響がある場合の契約事務や、協定の内容に沿った事務の履行が確保されているか等について、事業担当と予算担当で確認を行う等、複数によるチェックの徹底を図った。 また、適正な事務の確保に向け、監査による指摘等の事例集を作成した。 なお、平成 28 年度から当該指定管理は、委託料制から利用料金制へ移行したため、同様の事案は発生しない。</p>	

監 査 結 果（指摘事項）	
<p>【イ 物品の管理について】 次の物品について、備品出納簿に記録していなかった。適正な事務処理に努められたい。 （港湾振興課）</p>	
物 品	港務艇
根 拠	広島県物品管理規則第 41 条
措 置 の 内 容	
<p>【原因】 指定管理者による県への備品購入届の提出がなかったため、県による備品出納簿の記録ができなかったものである。</p> <p>【措置内容】 指定管理者から備品購入届を提出させ、備品出納簿への記録を行った。 また、指定管理者へ協定内容の順守を指導するとともに、立入調査におけるチェックを強化し、再発防止に努めている。</p>	

監 査 結 果 (改善を求める事項)

【特別会計に係る財務書類等の公表について】

港湾特別整備事業費特別会計における臨海土地造成事業については、地方公営企業法を適用することとはしていないが、同法の適用対象となる公営企業と同様の会計基準により試算を行い、平成 25 年度から毎年度、前年度決算に係る貸借対照表を作成・公表しているところであり、引き続き、事業の経営状況を的確に反映した財務情報の開示に努めていただきたい。

あわせて、更なる経営状況の透明化を図るため、統一的基準による財務書類の作成に合わせて、港湾機能施設整備事業も含めた会計全体の財務書類の作成・公表に取り組むとともに、当面は、港湾機能施設整備事業の整備計画や地方債の償還計画、その償還財源となる港湾使用料の推計など、将来の資金収支等を明らかにする資料を作成・公表していただきたい。(土木建築総務課、港湾振興課)

措 置 の 内 容

港湾特別会計については、地方公営企業法（以下「法」という。）の非適用事業であるものの、臨海土地造成事業の部分について、法の適用を受ける企業局の土地造成事業と同様の会計基準により試算を行い、今後の収支見通しと併せて、平成 29 年 2 月の建設委員会において、説明したところである。

引き続き、一層の分譲促進に取り組むなど県民負担の最小化に努めるとともに、臨海土地造成事業の経営状況について、丁寧に説明していく。

港湾機能施設整備事業の財務書類や将来の資金収支等の作成については、固定資産の調査・評価等や、県内港の整備・維持修繕の計画など、精査すべき課題も多いが、会計全体の経営状況の透明化も重要と認識しており、今後、関係部局とも調整し、他の地方自治体等の動向を注視しながら、検討してまいりたいと考えている。

4 西部総務事務所（監査年月日：平成 29 年 1 月 31 日）

監 査 結 果 (指摘事項)

【物品の管理について】

次の物品について、無償で貸付けを行っているが、貸付けに必要な手続が行われていなかった。適正な事務処理に努められたい。(西部総務事務所)

物 品	騒音計 1 台
根 拠	広島県物品管理規則第17条第2項、第3項及び第4項

措 置 の 内 容

【原因】

備品を市町等、県の外部に貸付けることについて、物品管理事務を所掌する当所は、貸付けが行われていることを把握していなかったこと、備品を使用・保管する事業事務所の職員は、物品管理規則に基づく手続きが必要であることを理解していなかったこと、当所が必要な手続きについて事業事務所へ周知していなかったことが原因である。

なお、当該備品の貸付けについて、事業事務所は、市町の調査業務の支援になり、かつ、県の業務に支障はないと判断した上で行っている。

【措置内容】

今後、備品を貸付ける際には、当所において物品管理規則に基づく承認等の手続きを行う。

貸付手続きを適正に行えるよう、事務手順並びに事業事務所、総務事務所及び本庁の役割を整理した。

備品を貸付ける際には、物品管理規則に基づく手続きが必要であることを、当所が物品管理事務を所掌する事業事務所に対し、平成 29 年 3 月 9 日付けで文書により周知した。

5 県立総合技術研究所東部工業技術センター（監査年月日：平成 28 年 6 月 30 日）

監 査 結 果（指摘事項）	
<p>【物品の購入について】 次の物品の購入にあたり、物品管理職員による取得の措置が発注決裁書で行われていなかった。また、財務会計システムへの入力が行われていなかった。同システムの活用による適正な事務処理及び事務の効率化に努められたい。</p>	
物 品	<ul style="list-style-type: none"> ・照明用部品試作装置 ・恒温恒湿器
根 拠	広島県物品管理規則第 10 条第 1 項 物品マニュアル II 物品の取得 2 物品の要求 (2) (3)
措 置 の 内 容	
<p>【原因】 発注決裁書の作成（入力）について、財務会計システムで作成すべきという認識が不足していた。</p>	
<p>【措置内容】 指摘後は、物品マニュアルに基づき、全ての物品の購入にあたり、財務会計システムを活用して発注決裁書を作成（入力）し、適正な事務処理及び事務の効率化を行っている。</p>	

6 県立総合技術研究所農業技術センター（監査年月日：平成 29 年 1 月 31 日）

監 査 結 果（指摘事項）

【毒物及び劇物の管理について】

毒物及び劇物の管理について、県立総合技術研究所農業技術センター毒物劇物危害防止規定（以下「毒物劇物危害防止規定」という。）では、管理簿を作成し、保管責任者が毎月 1 回在庫量を照合・確認することとなっているが、一部において、毒物劇物危害防止規定に定められた管理簿を作成しておらず、また、保管責任者の確認も行われていなかった。適正な事務処理に努められたい。

根 拠

毒物及び劇物の保管管理について（昭和52年 3 月 26 日薬発第313号厚生省薬務局長通知）2
 県立総合技術研究所農業技術センター毒物劇物危害防止規定 4

措 置 の 内 容

【原因】

毒物劇物管理については、その危害を防止するため、現物の管理には十分に留意していたが、毒物劇物危害防止規定の内容に対する認識が不足していたため、事務処理等が十分実施されていなかったこと。

【措置内容】

総括責任者（センター長）及び監査者（研究部長等）が中心となって、保管責任者（研究担当者）などの全職員に対して、毒物劇物危害防止規定の内容についての周知徹底を行い、保管責任者による在庫量の確認及び管理簿の作成・記録等を実施するとともに、規定遵守に対する意識の高揚を図った。

また、監査者が行う在庫量等の定期報告においては、当分の間は、総務部がとりまとめを行い、所属全体として遵守状況をチェックするよう取り組んでいる。

監 査 結 果（改善を求める事項）

【毒物及び劇物の管理について】

毒物劇物危害防止規定では、5 年間使用実績がない毒物及び劇物については、「今後 1 年以内のセンターでの使用見込みを把握し、見込みがない場合には、廃棄する」と規定されているが、使用見込みの把握が行われておらず、長期にわたり使用実績のない毒物及び劇物が多数見受けられた。今後は、毒物劇物危害防止規定に基づき、使用見込みのない毒物及び劇物は、廃棄する必要がある。

根 拠

県立総合技術研究所農業技術センター毒物劇物危害防止規定 7

措 置 の 内 容

当該規定に基づき、使用期限切れや使用見込みのない全ての毒物及び劇物の廃棄処分を行った。（平成 29 年 7 月 24 日付けで産業廃棄物収集・運搬及び処分業務委託契約済み）

7 西部厚生環境事務所・西部保健所 (監査年月日：平成 29 年 1 月 31 日)

監 査 結 果 (改善を求める事項)

【長期未納（滞納繰越分）について】

次の歳入において、長期未納（滞納繰越分）があり、縮減に向けての取組に一層の努力を要するものがあった。徴収促進と発生の未然防止に努める必要がある。

(西部厚生環境事務所呉支所・西部保健所呉支所)

区 分	長期未納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]		参考 前回監査時 [平成 26 年 10 月] 等	
	母子福祉資金に係る貸付金元利収入	40 人	9,865,304 円	47 人
母子福祉資金に係る雑入	10 人	1,835,500 円	9 人	1,416,500 円

注：母子福祉資金に係る貸付金元利収入の参考欄については、平成 28 年 4 月の呉市の中核市移行に伴い、呉市に住民登録している人に係る債権が呉市に移譲されたため、平成 26 年度の決算繰越額等から上記対象者分を除いたものを参考として記載している。

措 置 の 内 容

区分	未納額 (平成 29 年 8 月末)		全額納入額 (平成 29 年 8 月末)		部分納入額 (平成 29 年 8 月末)		不納欠損処分額 (平成 29 年 8 月末)	
	母子福祉資金に係る貸付元利収入	31 人	9,171,862 円	9 人	577,246 円	8 人	116,196 円	0 人
母子福祉資金に係る雑入	10 人	1,775,500 円	0 人	0 円	3 人	60,000 円	0 人	0 円

母子福祉資金については、貸付けの段階から、将来的な償還の負担を軽減するため、貸付額を真に必要なものとなるよう指導するとともに、原則として連帯保証人を求め、滞納の未然防止に努めている。

また、償還開始前には、面談による指導を行い、償還への意識付けを行うとともに、滞納を起こしにくい口座振替・月賦払いを推奨している。

滞納となった人に対しては、文書・電話・来所等により償還指導を行うとともに、必要に応じて初期滞納債権支払案内委託及び債権回収（サービサー）委託を活用している。

なお、折衝に当たっては、滞納者の生活状況を把握しながら、納付資力に応じた個別指導を行い、滞納一括納付、無断中断に対する歯止めのある確実な分割誓約、納付困難事例の実態把握などに努め、回収困難事例については、所内債権管理会議において対応方針を決定している。また、場合によっては、法的措置や執行保留に向けた取組を進める。

8 西部東厚生環境事務所・西部東保健所（監査年月日：平成29年1月31日）

監査結果（改善を求める事項）

【長期末納（滞納繰越分）について】

次の歳入において、長期末納（滞納繰越分）があり、縮減に向けての取組に一層の努力を要するものがあった。徴収促進と発生の未然防止に努める必要がある。

区 分	長期末納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 [平成26年10月]
母子福祉資金に係る貸付金元利収入	86人 18,085,957円	72人 16,491,276円

措置の内容

区分	未納額 (平成29年8月末)	全額納入額 (平成29年8月末)	部分納入額 (平成29年8月末)	不納欠損処分額 (平成29年8月末)
母子福祉資金に係る貸付金元利収入	65人 15,530,197円	21人 1,326,808円	32人 1,228,952円	0人 0円

貸付段階において、借主・連帯借主に対する制度の趣旨説明、連帯保証人への保証の意思確認等を行うとともに、償還開始前（卒業前）に面接を実施し、償還の意識付け、確実な償還が見込まれる口座振替払・月賦払を指導するなど、滞納の未然防止に努めている。

また、償還開始前の借主に対し、卒業した連帯借主等の就職先（進学先）と現住所を文書で報告を求め、初期滞納の防止に努めている。

滞納を確認したときは、速やかに電話、訪問及び文書などにより償還指導を行うとともに、必要に応じて初期滞納債権支払案内委託又は債権回収委託（サービサー委託）を活用している。

長期滞納者に対しては、電話、訪問及び文書により継続して償還指導を行うとともに、定期的に生活状況の報告を求め、個々の生活状況に応じた償還指導を行っている。

なお、今後も母子父子寡婦福祉資金貸付金債権管理マニュアルに基づき、区分管理の徹底を図り、法的措置、権利放棄の実施など、更なる債権回収・整理に努める。

9 県立広島学園 (監査年月日：平成 29 年 1 月 31 日)

監 査 結 果 (指 摘 事 項)	
<p>【ア 現金の管理について】 常時の資金前渡による現金の使用に際しては、現金出納簿により管理することとなっているが、平成 28 年 7 月以降、現金の出納を記載していなかったため、監査日現在における出納簿記載金額と実際の現金が一致していなかった。現金出納簿は出納の都度記載し、適正な事務処理に努められたい。</p>	
根 拠	広島県会計規則第 81 条, 第 82 条
措 置 の 内 容	
<p>【原因】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 担当者（平成 28 年度当時）に総務課の主要業務が集中していた。 ○ 所属内のサポート体制の確保と進行管理が十分ではなかった。 <p>【措置内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 29 年度は、総務課の体制強化が図られるとともに、業務量に応じて事務分掌の見直しを行った。 ○ 現金出納簿は現金の出納の都度記載することを総務課内職員に周知し、毎月総務課長が自己点検票等を活用し、出納簿の記載状況の確認を実施することで改善に取り組む。 	

監 査 結 果 (指 摘 事 項)	
<p>【イ 旅費の支給について】 寮においては、翌年度の 4 月 30 日までに支出を行う必要があるが、4 月 30 日を過ぎて旅費の支給を行っているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。</p>	
根 拠	広島県会計規則第 5 条
措 置 の 内 容	
<p>【原因】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 担当者（平成 28 年度当時）に総務課の主要業務が集中していた。 ○ 所属内のサポート体制の確保と進行管理が十分ではなかった。 <p>【措置内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 29 年度は、総務課の体制強化が図られるとともに、業務量に応じて事務分掌の見直しを行った。 ○ 平成 29 年度担当者には会計・物品初任者研修を受講させ、事務処理能力の向上を図ることで、改善に取り組んでいる。また、旅費支給事務の遅延を防止するため、旅行命令申請に不備があつた場合は、申請職員は迅速に是正処理を行うよう学園内の定例会議において周知するとともに、毎月総務課長が自己点検票等を活用し、旅費の支給状況を確認することで遅延防止に努める。 	

監 査 結 果 (改善を求める事項)

【ウ 事務処理の改善について】

昨年度の監査において、数多くの事務処理の誤りや遅延が見受けられ、職員に対する研修の実施やチェック体制の確立など事務処理の適正化に向け組織的な取組を徹底するよう改善を求めたところであるが、今回の監査において、一部改善はされていたものの、昨年度と同様の旅費の支給事務の遅延等について不適正な処理が見受けられた。

このような不適正な事務処理を繰り返し行ったことを重く受け止め、再度、職員に対する研修の実施やチェック体制の確立、事務処理方法の点検など、適正な事務処理が行われるよう、本庁とも連携して取り組む必要がある。

措 置 の 内 容

- 平成 29 年度は、事務処理の改善を図るため、総務課の体制強化が図られるとともに、業務量に応じて事務分掌の見直しを行った。
- 会計・物品事務や委託契約、建設工事契約事務等の業務に関する研修会や説明会に、これまで以上に担当者を積極的に参加させ、事務処理能力の更なる向上を図る。
- 総務課長が毎月自己点検票等を活用して事務処理状況の確認を行い、事務処理の改善に取り組む。

10 県立三次看護専門学校 (監査年月日：平成 28 年 8 月 19 日)

監 査 結 果 (指摘事項)

【ア 借受物品の管理について】

次の借受物品について、備品出納簿による記録管理が行われていなかった。適正な事務処理に努められたい。

借受物品	<ul style="list-style-type: none"> ・ 図書情報提供システム 1 式 ・ ファイアウォール機器 1 台
根 拠	広島県物品管理規則第 41 条

措 置 の 内 容

【原因】

借受物品の調達担当者と備品管理の担当者の連携ができておらず、物品借受事務のみを処理し、備品登録の事務処理を失念していたため。

【措置内容】

指摘の借受物品について、平成 28 年 7 月 27 日付けで備品登録を行い、備品出納簿による記録管理を開始した。

監 査 結 果 (指 摘 事 項)

【イ 賃貸借契約における事務処理について】

次の賃貸借契約における事務処理において、法令等で規定する随意契約とすることができる場合のいずれにも該当しないにもかかわらず、随意契約を行っていた。適正な事務処理に努められたい。

契約名	病院実習に係る移送バス等の借上業務（平成 28 年度）
根 拠	地方自治法第 234 条 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項

措 置 の 内 容

【原因】

「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令について」中国運輸局公示第 1 2 2 号（平成 2 6 年 3 月 2 7 日）により、参加及び応札できる事業者が限定されるため、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号の規定による随意契約ができると誤認していたため。

【措置内容】

平成 2 9 年度の病院実習に係る移送バス等の借上業務の発注に際しては、一般競争入札により業者を決定し、バス等借上契約を締結した。

11 東部農林水産事務所 （監査年月日：平成 29 年 1 月 31 日）

監 査 結 果 (指 摘 事 項)

【工事請負契約における事務処理について】

次の工事請負契約において、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に基づき、あらかじめ市長に通知を行うべきところ、これが行われていなかった。適正な事務処理に努められたい。（東部農林水産事務所）

契約名	予防治山事業 溪間工事 No. 8 （平成 27～28 年度）
根 拠	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 11 条 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令第 8 条第 1 項第 2 号

措 置 の 内 容

【原因】

監督職員の失念や通知事務に対する認識不足などに加え、所属内の事務手続に対するチェック体制が十分でなかった。

【措置内容】

事務処理について再確認するとともに、所属内でその内容を共有して意識の醸成を図り、組織全体でのチェック体制を強化した。また、事務管理総合システムの改善により建設リサイクル法の対象工事であることを執行伺の実施設計書に明示させるとともに、建設リサイクル通知書ファイルに確認表を添付し、適正な事務処理を促すこととした。このような取組を通して、昨年度から指摘事項の再発防止に努めている。

12 西部農業技術指導所 (監査年月日：平成 29 年 1 月 31 日)

監 査 結 果 (指 摘 事 項)	
<p>【毒物及び劇物の管理について】 毒物及び劇物を保管する場所は、その他の物を保管する場所と明確に区分された毒物及び劇物専用のものとする必要があるが、その他の物と混在して保管されていた。また、保管庫である冷蔵庫について、転倒防止の措置が講じられていなかった。適正な管理に努められたい。</p>	
根 拠	毒物及び劇物取締法第11条第1項 毒物及び劇物の保管管理について(昭和52年3月26日薬発第313号厚生省薬務課長通知) 1
措 置 の 内 容	
<p>【原因】 毒物及び劇物専用の場所に保管していたが、全職員に徹底できておらず、使用後に専用の保管庫である冷蔵庫へ返却しなかった。転倒防止措置は、専用の保管庫である冷蔵庫の高さが低かったため、講じていなかった。</p>	
<p>【措置内容】 管理職から各職員に対して、毒物及び劇物についての保管・管理を徹底するため、マニュアル等の再確認を行い再発防止に努めるよう周知した。 監査後、該当する毒物及び劇物については、毒物及び劇物専用の冷蔵庫に保管した。 保管庫である冷蔵庫について、平成 28 年度内に転倒防止措置を講じた。</p>	

監 査 結 果 (改 善 を 求 め る 事 項)	
<p>【毒物及び劇物の管理について】 毒物及び劇物の保管状況を確認したところ、平成 22 年度以降、全く使用されていない薬品が見受けられた。長期にわたり使用されていない毒物及び劇物については、今後の使用見込みを把握し、使用見込みのない毒物及び劇物は、廃棄する必要がある。</p>	
措 置 の 内 容	
<p>使用見込みがない毒物及び劇物を把握し、廃棄リストを作成した後、リユース可能なものについては他機関へのリユースを進めている。 他機関へのリユースができないものについては、来年度予算が確保され次第、順次廃棄を委託する予定である。</p>	

13 東部農業技術指導所 (監査年月日：平成 29 年 1 月 31 日)

監 査 結 果 (改善を求める事項)
<p>【毒物及び劇物の管理について】 毒物及び劇物の保管状況を確認したところ、平成 22 年度以降、全く使用されていない薬品が見受けられた。長期にわたり使用されていない毒物及び劇物については、今後の使用見込みを把握し、使用見込みのない毒物及び劇物は、廃棄する必要がある。</p>
措 置 の 内 容
<p>使用見込みがない毒物及び劇物を把握し、廃棄リストを作成した後、リユース可能なものについては他機関へのリユースを進めている。 他機関へのリユースができないものについては、来年度予算が確保され次第、順次廃棄を委託する予定である。</p>

14 東部畜産事務所 (監査年月日：平成 29 年 1 月 31 日)

監 査 結 果 (指摘事項)				
<p>【委託契約における事務処理について】 次の委託契約において、単価契約でありながら、契約書には契約金額の総価のみ記載し、単価を記載していなかった。適正な事務処理に努められたい。</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td style="width: 15%;">契約名</td> <td>感染性産業廃棄物処理業務委託 (平成 28 年度)</td> </tr> <tr> <td>根 拠</td> <td>広島県契約規則第 2 条第 1 項</td> </tr> </table>	契約名	感染性産業廃棄物処理業務委託 (平成 28 年度)	根 拠	広島県契約規則第 2 条第 1 項
契約名	感染性産業廃棄物処理業務委託 (平成 28 年度)			
根 拠	広島県契約規則第 2 条第 1 項			
措 置 の 内 容				
<p>【原因】 広島県契約規則第 2 条第 1 項の確認が十分でなかった。</p> <p>【措置内容】 委託契約の事務処理について、契約書に規定不備のないよう取扱通知等を再確認し、組織内で共有することで、チェック体制の強化を図った。 また、契約書について、単価を記載し適正な内容になるよう平成 29 年 2 月 9 日付けで単価を追加記載し、変更契約を締結した。</p>				

15 西部建設事務所 (監査年月日：平成 29 年 1 月 31 日)

監 査 結 果 (指 摘 事 項)

【工事請負契約における事務処理について】

工事請負契約における事務処理について、次のとおり不適正なものがあった。適正な事務処理に努められたい。

ア 建設リサイクル法に基づく通知について

次の工事請負契約において、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に基づき、あらかじめ市長に対し建設工事の通知を行うべきところ、これが行われていなかった。

契約名	(西部建設事務所廿日市支所) 地方港湾厳島港（宮島口地区）みなとの賑わいづくり事業浮棧橋製作工事（平成 28 年度） 地方港湾厳島港（宮島口地区）みなとの賑わいづくり事業浮棧橋据付工事（平成 28 年度） (西部建設事務所東広島支所) 主要地方道 矢野安浦線 道路改良工事（その 2）（平成 27 年度） 吉行飯田線（3 工区）都市計画道路 街路改良工事（平成 27 年度）
根 拠	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 11 条 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令第 8 条第 1 項第 2 号

措 置 の 内 容

【原因】

工事内容が浮棧橋の製作工事および浮棧橋の据付工事ということで、建設リサイクル法の該当工事ではないとの誤認により、通知されていなかった。(西部建設事務所廿日市支所)

担当者（一般監督員）が、建設リサイクル法の手続きを失念しており、係長（主任監督員）、課長（総括監督員）も未提出であることを確認できていなかった。(西部建設事務所東広島支所)

【措置内容】

設計書および契約図書の作成時点で使用しているチェックシート（複数人が確認するもの）を活用し、確認するよう支所内に徹底した。また、本事例を所内研修において周知して再発防止を図ることとした。

(西部建設事務所廿日市支所)

担当者（一般監督員）だけでなく、係長（主任監督員）、課長（総括監督員）も含めチェックシートにより複層的な確認を行っている。(西部建設事務所東広島支所)

監 査 結 果 (指 摘 事 項)

【イ 監理技術者の設置について】

次の工事請負契約において、下請契約の請負代金の額が変更契約後 3,000 万円以上となったにもかかわらず、監理技術者が配置されていなかった。(西部建設事務所廿日市支所)

契約名	主要地方道大竹湯来線 交通安全施設等整備工事 (平成 27 年度)
根 拠	建設業法第 26 条第 2 項 建設業法施行令第 2 条

措 置 の 内 容

【原因】

監督員による書類確認において下請契約金額の総計チェックが不十分であった。

【措置内容】

監督員、主任監督員、総括監督員の各段階で下請契約金額の総計チェックをするよう支所内に徹底した。また、本事例を所内研修において周知して再発防止を図ることとした。

監 査 結 果 (改 善 を 求 め る 事 項)

【ア 工事請負契約における変更契約について】

次の工事請負契約において、当初契約の工事内容と著しく異なる工事内容を変更契約により追加していた。このような追加工事については、別に入札手続を行い、当該工事に必要な入札参加資格を求めて工事品質を確保するとともに、適正な競争入札を促す必要がある。(西部建設事務所安芸太田支所)

契約名	一般県道弁財天加計線 道路改良工事 (平成 28 年度)
-----	------------------------------

(西部建設事務所東広島支所)

契約名	吉行飯田線 (3 工区) 都市計画道路 街路改良工事 (平成 27 年度)
-----	---------------------------------------

措 置 の 内 容

監査結果を踏まえ、職員に変更契約のルール (別途契約の原則) の周知徹底を図るとともに、決裁者それぞれが追加の工事内容が適正であるかどうかの確認を徹底し、同様の事案が発生しないよう支所全体で対応している。(西部建設事務所安芸太田支所)

監査結果を踏まえ、職員に変更契約のルール (別途契約の原則) の周知徹底を図るとともに、決裁者それぞれが追加の工事内容が適正であるかどうかの確認を徹底し、追加工事を変更契約で行う場合には、発注時の業種に関わる内容に限るよう努めている。(西部建設事務所東広島支所)

監 査 結 果（改善を求める事項）

【イ 業務委託契約における変更契約について】

次の業務委託契約において、1者随意契約により契約を締結していたが、変更契約時に随意契約理由とした業務内容と異なる内容へ変更していた。今後は、契約の経済性、公平性、競争性及び透明性の観点から、適正な事務処理を行う必要がある。（西部建設事務所）

契約名	一級河川太田川水系根谷川外 災害復旧事業に係る業務委託
根 拠	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

措 置 の 内 容

監査結果を踏まえ、職員に変更契約のルール（別途契約の原則）の周知徹底を図った。所属内で今回の指摘内容を共有することで、所全体でのチェック体制を強化した。

監 査 結 果（改善を求める事項）

【ウ 占用許可に係る事務処理について】

平成 26 年度に判明した道路・河川等占用料の請求漏れ等については、再発防止に向けて、占用許可業務手順書を作成するなどの業務改善に土木建築局全体で取り組まれているところであるが、平成 27 年度末の占用許可等の事務処理において、占用許可業務手順書に基づき占用許可・占用料決定の起案時に作成することとなっている「起案時におけるチェックリスト」が作成されていなかった。

また、平成 28 年 9 月に判明した電線共同溝に係る道路占用料の請求漏れについては、整備することとされている電線共同溝管理台帳が未整備であり、また、公物占使用システムによる管理も行われていなかったことが要因となっている。

今後は、占用許可に係る事務処理が適正に行われるよう、占用許可業務手順書に沿った事務処理の確実な実施やチェック体制の確立など、組織的な取組を徹底する必要がある。（西部建設事務所）

措 置 の 内 容

H28. 11. 1 からチェックリストを作成している。

また、電線共同溝管理台帳を整備するとともに、公物占使用システムに入力し、管理を行っている。

なお、占用料の請求漏れについては、各事業者に対して調定し、請求を行った。（納入済）

年度	件数	金額	備考
平成 23 年度	1	100	年度中途許可あり
平成 24 年度	6	9,682	
平成 25 年度	6	9,682	
平成 26 年度	6	9,682	
平成 27 年度	6	11,597	経過措置終了によるアップ
平成 28 年度	6	13,896	同上
計	31	54,639	

組織的には、平成 29 年 2 月策定の公物管理業務手順書に基づき、新たな業務や手順等の変更に伴う場合には、各担当と調整するとともに所属内で情報を共有し、事務処理の理解の徹底を図る打合せ等を行い、占用許可決裁時には、占用料算定時のチェックリストの作成により、組織的に確認できる体制を定着させ、公物占使用システムのエラー防止機能や未請求検索機能を活用し、請求漏れの再発防止に向けた取組を行うなど、組織全体での理解を深め、チェック体制を強化し、継続実施できる体制を整えた。

16 広島港湾振興事務所 (監査年月日：平成 29 年 1 月 31 日)

監 査 結 果 (改善を求める事項)

【長期未納 (滞納繰越分) について】

次の歳入において、長期未納 (滞納繰越分) があり、縮減に向けての取組に一層の努力を要するものがあった。徴収促進と発生の未然防止に努める必要がある。

区 分	長期未納 (滞納繰越分) [監査日現在確認分]		参考 前回監査時 [平成 25 年 5 月]	
	港湾使用料 (港湾特別整備事業費特別会計)	18 人	3,325,941 円	23 人

措 置 の 内 容

区 分	未 納 額 (平成 29 年 5 月末)	全額納入額 (平成 29 年 5 月末)	部分納入額 (平成 29 年 5 月末)	不納欠損処分額 (平成 29 年 5 月末)
港湾使用料 (港湾整備特別会計)	8 人 897,078 円	8 人 2,171,463 円	0 人 0 円	2 人 257,400 円

未納者について督促を行い、全額納入者 8 人 2,171,463 円について納入された。交渉及び財産調査を進め、資力不足の理由により時効到来となった 2 人 257,400 円について不納欠損処分を行った。結果、合計 2,428,863 円未納額減となっている。

未納者のうち、6 名 825,678 円については、督促中。2 名 71,400 円については、破産判明及び生活保護受給中につき、裁判所へ強制執行申立保留中。

17 公立大学法人県立広島大学 (監査年月日：平成 29 年 2 月 15 日)

監 査 結 果 (指 摘 事 項)					
<p>【ア 固定資産の処分について】 次の固定資産について、(ア) 及び (イ) のとおり不適正な処分が行われていた。適正な事務処理に努められたい。(庄原キャンパス)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">固定資産</td> <td>パーソナルコンピュータ 2 台 アプリケーションソフト 1 本</td> </tr> </table> <p>(ア) 研究費で購入した固定資産を処分する場合は、資産管理者(総務課長)の承認を得なければならないが、資産管理者の承認を得ることなく、使用者が処分していた。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">根 拠</td> <td>公立大学法人県立広島大学物品管理規程第 5 条 公立大学法人県立広島大学固定資産管理規程第 6 条, 別表</td> </tr> </table>		固定資産	パーソナルコンピュータ 2 台 アプリケーションソフト 1 本	根 拠	公立大学法人県立広島大学物品管理規程第 5 条 公立大学法人県立広島大学固定資産管理規程第 6 条, 別表
固定資産	パーソナルコンピュータ 2 台 アプリケーションソフト 1 本				
根 拠	公立大学法人県立広島大学物品管理規程第 5 条 公立大学法人県立広島大学固定資産管理規程第 6 条, 別表				
措 置 の 内 容					
<p>【原因】 固定資産を処分する場合は、資産管理者の承認を得る必要があることについて、当該教員の認識が不足していた。</p> <p>【措置内容】 各キャンパスの全教員に対して、規程に基づいた物品の適正管理について通知するとともに、指摘を受けた庄原キャンパスにおいては、平成 28 年 12 月 9 日開催の第 130 回生命環境学部教授会で教員に対して会計係長が説明を行い、物品(固定資産を含む。以下同じ)を処分する場合に所定の手続きをとる必要があることを周知徹底した。</p>					

監 査 結 果 (指 摘 事 項)			
<p>(イ) パソコン等機密性の高い情報を記録した媒体を廃棄する場合は、媒体全体の上書き消去等情報を復元できないように処理した上で廃棄しなければならないが、大学として、機密性の高い情報が記録されていたかどうか、また、それが消去されたかどうかの確認をしていなかった。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">根 拠</td> <td>県立広島大学情報セキュリティポリシー第 7 7-2</td> </tr> </table>		根 拠	県立広島大学情報セキュリティポリシー第 7 7-2
根 拠	県立広島大学情報セキュリティポリシー第 7 7-2		
措 置 の 内 容			
<p>【原因】 当該教員の情報セキュリティポリシーの認識が不足していた。</p> <p>【措置内容】 各キャンパスの全教員に対して、規程に基づいた物品の適正管理について通知するとともに、指摘を受けた庄原キャンパスにおいては、平成 28 年 12 月 9 日開催の第 130 回生命環境学部教授会で教員に対して会計係長が説明を行い、情報セキュリティポリシーの対象とするパソコン等の情報機器等については、廃棄の際、媒体全体の上書き消去等情報を復元できないように処理した上で廃棄しなければならないことを周知徹底した。</p>			

監 査 結 果 (指摘事項)

【イ 固定資産の現物確認について】

平成 27 年 11 月に固定資産の現物確認を行った際、次の固定資産について所在不明であることが判明したが、職員調査日においても所在が不明のままとなっていた。適正な事務処理に努められたい。(庄原キャンパス)

固定資産	蛍光偏光度測定システム ガスクロ臭気分析システム 超純水・純水製造システム レーザーヘッド
根 拠	公立大学法人県立広島大学固定資産管理規程第 28 条

措 置 の 内 容

【原因】

実験機器等の設置場所を変更した場合、使用責任者は資産管理者へ所在場所変更の報告が必要であることについて、教員の認識が不足していた。

【措置内容】

各キャンパスの全教員に対して、規程に基づいた物品の適正管理について通知するとともに、指摘を受けた庄原キャンパスにおいては、平成 28 年 12 月 9 日開催の第 130 回生命環境学部教授会で教員に対して会計係長が説明を行い、実験機器等の設置場所を変更する場合は、使用責任者は資産管理者へ所在場所変更の報告が必要であることを周知徹底した。

なお、実地調査を行った結果、指摘を受けたすべての固定資産の所在を確認したため、設置場所を変更した資産について、資産台帳の記載を変更した。

監 査 結 果 (指摘事項)

【ウ 時間外勤務手当の支給割合について】

平成 28 年 6 月の時間外勤務手当について、正規の勤務時間が割り振られた日以外の日の勤務の場合は、1 時間当たりの給与額に 135/100 の支給割合を乗じて支給することとなるが、125/100 の支給割合を乗じて支給している事例があった。適正な事務処理に努められたい。(広島キャンパス)

根 拠	公立大学法人県立広島大学職員給与規程第 21 条
-----	--------------------------

措 置 の 内 容

【原因】

管理職から、毎月、時間外勤務命令簿（紙）と、システム処理用のエクセルの両方を提出してもらっているが、今回、6 月 5 日（日）に時間外勤務をした 6 名のうち 1 名のみ、エクセル上で 135/100 の欄ではなく、125/100 の欄に実績時間が誤って入力されていたことに、管理職及び総務課（給与・福利係）の双方が気付かなかった。

【措置内容】

各管理職から提出がある際に、再度、誤入力がないか十分な確認をお願いするとともに、誤入力を防止するため、総務課（給与・福利係）において、給与担当及び係長の 2 重チェック体制を導入し、チェックを徹底した。

なお、平成 28 年 6 月の時間外勤務手当の支給不足額については、平成 28 年 11 月 18 日に支給した。

監 査 結 果 (指摘事項)	
<p>【財務諸表の記載について】 貸借対照表及び財務諸表に対する注記において、特定資産のうち負債に対応する額を、誤って一般正味財産からの充当額と記載していた。適正な事務処理に努められたい。</p>	
根 拠	公益法人会計基準 第 2 貸借対照表の区分 2 第 5 財務諸表の注記 (5)
措 置 の 内 容	
<p>【原因】 当該平成 27 年度財務諸表を誤って記載し、チェック時において見つけることができなかった。</p> <p>【措置内容】 平成 28 年度財務諸表の作成に当たり、当該指摘事項については是正するとともに、複数の上司によるチェックを行うこととし、適正な事務処理を行った。</p>	

19 公益財団法人広島県地域保健医療推進機構 (監査年月日：平成 29 年 3 月 3 日)

監 査 結 果 (指摘事項)	
<p>財務諸表の表示について、次のとおり不適正なものがあつた。公益法人会計基準に準拠した適正な財務諸表の作成に努められたい。</p> <p>ア 平成 26 年度に、公益財団法人から、検診車整備補助に係る補助金を受け、胃胸部併用デジタル検診車の取得資金の一部に充当している。</p> <p>公益法人会計基準に従えば、用途に制約のある補助金により取得した資産(当該検診車)は、貸借対照表上、特定資産の区分に記載しなければならないが、その他固定資産の区分に記載していた。</p>	
根 拠	<p>公益法人会計基準注解 注 4 公益法人会計基準に関する実務指針(平成 28 年 12 月 22 日 日本公認会計士協会) Q27</p>
措 置 の 内 容	
<p>【原因】 公益法人会計基準該当注解について把握していなかったため。</p> <p>【措置内容】 平成 28 年度決算において特定資産の区分へ変更した。担当者は公益法人の会計セミナーへ参加し、最新の会計基準の把握に努めている。</p>	

監 査 結 果 (指摘事項)	
<p>イ 財務諸表に対する注記の「9. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益」に記載されている広島県公募公債 10 年(H24 年第 7 回)の帳簿価額を財産目録における基本財産とその他固定資産(投資有価証券)の計上額の合計とすべきところ、誤った金額を記載していた。</p>	
措 置 の 内 容	
<p>【原因】 誤記であり、確認ミスによるもの。</p> <p>【措置内容】 平成 28 年度決算において、正しく注記した。平成 29 年に経理実務マニュアルを改善し、チェック項目を列挙。併せてチェック箇所とチェック者の履歴が残るように改善を行った。</p>	

監 査 結 果 (改善を求める事項)	
<p>【棚卸資産の評価方法に係る財務規程について】 棚卸資産として、総合健診等推進事業で用いる医薬品・ワクチン・診療材料を保有している。財務規程では、棚卸資産の評価方法(売上原価等の払出原価と期末棚卸資産の価額を算定する手法)を個別法としているが、実際には最終仕入原価法によっている。個別法は個別性の強い棚卸資産の評価に適した方法であり、医薬品等にはそぐわない方法であることから、財務規程を改める必要がある。</p>	
根 拠	<p>企業会計基準第 9 号 棚卸資産の評価に関する会計基準(企業会計基準委員会) 6-2(1)及び 34-4</p>
措 置 の 内 容	
<p>平成 28 年度 3 月理事会において、次のとおり財務規程を改正した。 「棚卸資産の評価基準及び評価方法 貯蔵品……最終仕入原価法による原価法に基づく低価法」</p>	

20 一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団 (監査年月日：平成 29 年 3 月 3 日)

監 査 結 果 (指 摘 事 項)	
<p>【計算書類の附属明細書について】 計算書類の附属明細書において表示しなければならない事項のうち、引当金の明細を表示していなかった。適正な事務処理に努められたい。</p>	
根 拠	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 第 199 条において準用する同法第 123 条第 2 項 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則 第 33 条
措 置 の 内 容	
<p>【原因】 決算書類のうち、財務諸表に対する注記において、引当金の計上基準及び増減額と期末残高を記載していたため、附属明細書を作成していなかった。</p>	
<p>【措置内容】 指摘の内容については、平成 28 年度決算整理から作成し、当該決算の監事監査において関係監事の承認を得た。</p>	

21 一般社団法人広島県果実生産出荷安定基金協会 (監査年月日：平成 29 年 3 月 3 日)

監 査 結 果 (指 摘 事 項)	
<p>【ア 規程の整備について】 公益法人制度改革により一般社団法人へ移行したが、定款の変更に合わせて経理規程を改正していなかった。適正な事務処理に努められたい。</p>	
措 置 の 内 容	
<p>【原因】 一般社団法人への移行時に、定款及び経理規程を改正したが、内容の確認が不足していたため、定款の内容と経理規程が合致していない箇所があった。</p>	
<p>【措置内容】 10 月の臨時総会及び理事会において定款及び経理規程を改正した。</p>	

監 査 結 果 (指 摘 事 項)	
<p>【イ 計算書類等の作成について】 一般社団法人が作成すべき計算書類及び事業報告の附属明細書を作成していなかった。適正な事務処理に努められたい。</p>	
根 拠	一般社団及び一般財団法人に関する法律第 123 条第 2 項
措 置 の 内 容	
<p>【原因】 法令への理解が不足しており、指摘の書類を作成していなかった。</p>	
<p>【措置内容】 平成 28 年度決算より、必要書類を揃えて処理を行った。</p>	

22 一般社団法人広島県野菜価格安定資金協会 (監査年月日：平成 29 年 3 月 3 日)

監 査 結 果 (指摘事項)	
<p>【会計事務について】 会計事務について、次のとおり不適正なものがあった。適正な事務処理に努められたい。 ア 給与手当費の支出に当たり、源泉所得税や社会保険料等の控除額を預り金として負債に計上していなかった。</p>	
根 拠	公益法人会計基準 第 1 2 (2) 及び 第 2 1
措 置 の 内 容	
<p>【原因】 会計処理方法に対する認識不足</p> <p>【措置内容】 平成 28 年度決算から、源泉所得税・住民税や社会保険料等（健康保険・介護保険・厚生年金・雇用保険）の控除額を預り金として負債に計上した。</p>	

監 査 結 果 (指摘事項)	
<p>イ 経常費用のうち、福利厚生費等の一部について、期末における未払金を計上していなかった。</p>	
根 拠	企業会計原則 第 2 1 A
措 置 の 内 容	
<p>【原因】 会計処理方法に対する認識不足</p> <p>【措置内容】 平成 28 年度決算から、経常費用のうち、福利厚生費等（健康保険・介護保険・厚生年金・子ども子育て拠出金）の一部について、期末における未払金として計上した。</p>	

監 査 結 果 (指摘事項)	
<p>ウ 補助金等の受入等に当たり、指定正味財産増減の部への記載や指定正味財産から一般正味財産への振替などの会計処理を行っていないかった。</p>	
根 拠	公益法人会計基準 第 2 1 及び 第 3 1 公益法人会計基準注解 (注 13) 公益法人会計基準に関する実務指針 (平成 28 年 12 月 22 日 日本公認会計士協会) II 3 (5) Q19 一般社団法人広島県野菜価格安定資金協会経理規程 第 4 条
措 置 の 内 容	
<p>【原因】 会計処理方法に対する認識不足</p> <p>【措置内容】 平成 28 年度決算から、補助金等の受入等に当たり、指定正味財産増減の部への記載や指定正味財産から一般正味財産への振替などの会計処理を行った。</p>	

23 株式会社ひろしま港湾管理センター（監査年月日：平成 29 年 2 月 15 日）

監 査 結 果（指摘事項）	
<p>【ア 工事請負契約における契約書について】 次の工事請負契約において、経理規程及び建設工事等執行規程で定める契約書を作成していなかった。適切な事務処理に努められたい。</p>	
契約名	消防施設修繕（平成 27 年度） 宇品港旧旅客ターミナル待合室天井改修工事（平成 27 年度）
根 拠	経理規程（株式会社ひろしま港湾管理センター） 建設工事等執行規程（株式会社ひろしま港湾管理センター）
措 置 の 内 容	
<p>【原因】 担当者が、安全確保等の観点から応急対応で復旧工事の手続きを進める中で、繁忙により契約書の作成手続きを失念した。また、チェック体制が不十分で、担当者の失念をチェックできなかった。</p>	
<p>【措置内容】 ①契約・入札事務等に関し、社内勉強会を開催し規程に基づいた事務手続きの周知を図った。 ②新たに「契約・入札事務に係るチェックリスト」を制定し、複数の者により確認を徹底する体制を整備した。</p>	

監 査 結 果（指摘事項）	
<p>【イ 工事請負契約における契約保証について】 次の工事請負契約において、経理規程及び建設工事等執行規程で定める契約の履行に関する保証を付けさせていなかった。適切な事務処理に努められたい。</p>	
契約名	消防施設修繕（平成 27 年度） 宇品港旧旅客ターミナル待合室天井改修工事（平成 27 年度）
根 拠	経理規程（株式会社ひろしま港湾管理センター） 建設工事等執行規程（株式会社ひろしま港湾管理センター）
措 置 の 内 容	
<p>【原因】 担当者が、安全確保等の観点から応急対応で復旧工事の手続きを進める中で、繁忙により契約保証を受けさせる手続きを失念した。また、チェック体制が不十分で、担当者の失念をチェックできなかった。</p>	
<p>【措置内容】 ①契約・入札事務等に関し、社内勉強会を開催し規程に基づいた事務手続きの周知を図った。 ②新たに「契約・入札事務に係るチェックリスト」を制定し、複数の者により確認を徹底する体制を整備した。</p>	

監 査 結 果 (指 摘 事 項)

【ウ 委託契約における事務処理について】

次の委託契約において、契約書に定める再委託の承諾を書面で行っていないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

契約名	国際拠点港湾広島港 公園駐車場管理業務 (平成 26～28 年度) 国際拠点港湾広島港外浮棧橋杭付着物撤去業務 (平成 27 年度)
-----	---

措 置 の 内 容

【原因】

担当者が、業者から再委託の申請を受けた際に、繁忙により口頭での承認にとどめ、承諾の書面を作成していなかった。また、チェック体制が不十分で、担当者の失念をチェックできなかった。

【措置内容】

- ①契約・入札事務等に関し、社内勉強会を開催し規程に基づいた事務手続きの周知を図った。
- ②新たに「契約・入札事務に係るチェックリスト」を制定し、複数の者により確認を徹底する体制を整備した。

監 査 結 果 (改 善 を 求 め る 事 項)

【内部統制の強化について】

今回の監査において、工事契約の基本となる事項の指摘や改善済として監査調書に記載されていた前回監査時の指摘事項が改善されていないなど、会社内のコンプライアンスやチェック機能が十分に機能していない面が見受けられた。

株式会社ひろしま港湾管理センターにおいては、来年度から港湾運営会社として指定されることとなるが、港湾運営会社制度は、県が行政財産である港湾施設を長期的・一体的に貸し付ける制度であり、当然に、その運営に対しては、より一層の県民への説明責任や信頼性の確保が求められることから、今後、更なる内部統制の強化に向け、組織的な取組を徹底する必要がある。

措 置 の 内 容

- ①入札・契約事務等に関し、社内勉強会を開催し、規程に基づいた事務手続きの周知を図った。
- ②新たに「契約・入札事務に係るチェックリスト」を制定し、複数の者により確認を徹底する体制を整備した。
- ③経営会議の機能を強化し、事業運営に関する重要事項を諮る場として定義し、業務改善も審議事項として位置付けることとした。
- ④審査会の機能を強化し、契約事務の発注に関する重要事項を諮る場として定義することとした。
- ⑤内部統制強化に必要な社内の整備等は社内規程の改正を含め平成 29 年 12 月 1 日までに実施した。

【教育委員会】

1 教育委員会事務局（監査年月日：平成28年12月1日）

監査結果（改善を求める事項）

【長期未納（滞納繰越分）について】

次の歳入において、長期未納（滞納繰越分）があり、縮減に向けての取組に一層の努力を要するものがあった。徴収促進と発生の未然防止に努める必要がある。

区分	長期未納（滞納繰越分） [平成27年度決算額]		参考 [平成26年度決算額]	
	高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付金に係る貸出金償還金（高校教育指導課）	5人	557,285円	5人
地域改善対策高等学校等進学奨学金貸付金に係る貸出金償還金（高校教育指導課）	226人	83,920,661円	221人	79,142,564円

措置の内容

区分	未納額 (平成29年9月末)		全額納入額 (平成29年9月末)		部分納入額 (平成29年9月末)		不納欠損処分額 (平成29年9月末)	
	高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金に係る貸出償還金	2人	151,100円	3人	198,285円	2人	207,900円	0人
地域改善対策高等学校等進学奨学金貸付金に係る貸出金償還金	226人	79,774,670円	0人	0円	54人	4,145,991円	0人	0円

○高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金に係る貸出償還金

未納者記録簿を再度整理し、積極的な督促及び納付指導に取り組んだ。

督促状及び未納分の納付書を全滞納者に送付し、併せて架電による指導を行った結果、長期未納者5人のうち、3人を完納させ、別の2人とは分納の約束を取り付け、回収の取り組みを継続している。

[H29.9月末時点] 回収額：406,185円 滞納残額：151,100円（2名）

○地域改善対策高等学校等進学奨学金貸付金に係る貸出金償還金

免除申請に係る検収の際に個別の状況を確認するなど、市町教委と連携して未納解消に取り組んでいる。

平成28年度においては、滞納者に督促状を発送したところ、一部の者から入金があった。

今後も、市町教委に協力を依頼し、世帯の状況・問題点・長期間所在不明者等について詳細な把握に努めるとともに、文書や電話等による納付指導を通じて納入促進を図る（必要に応じて免除の手続を行う。）。

2 県立教育センター（監査年月日：平成 29 年 1 月 31 日）

監査結果（指摘事項）

【ア 行政財産使用料の調定について】

行政財産使用料の徴収において、使用する年度の前年度の歳入として施設使用料を徴収しているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

使用許可財産	許可内容	使用料 (年額)	使用年度	歳入年度
土地 (県立教育センター)	支線柱 1 本, 支線 1 条	3,000 円	平成 28 年度	平成 27 年度
建物 (科学・芸術教育棟)	PHS 基地局	1,500 円	平成 28 年度	平成 27 年度

根拠	地方自治法第208条
----	------------

措置の内容

【原因】

平成 28 年度の年額使用料であつたにもかかわらず、行政財産の使用料に関する条例第 4 条第 1 項第 2 号の、使用料を使用開始の日までに徴収すべきと誤認し、使用許可した平成 27 年度中に調定を行った。

【措置内容】

会計年度独立の原則を再認識し、行政財産使用料は、使用する年度の歳入として徴収することを徹底した。また、担当者だけでなく確認者にも理解の徹底を図り、組織全体でのチェック体制を強化した。

監査結果（指摘事項）

【イ 毒物及び劇物の管理について】

毒物及び劇物の管理について、使用の都度、受払の記録を行っていたが、在庫量の定期的な点検を実施していなかった。また、毒物劇物危害防止規定において、在庫量の定期的な点検の実施を定めていなかった。適正な事務処理に努められたい。

根拠	毒物及び劇物の保管管理について 2 (昭和52年 3 月 26 日付け薬発第313号厚生省薬務局長通知)
----	---

措置の内容

【原因】

毒物劇物危害防止規定で、薬品等の状態や異常の有無のみを確認することとしていたため、残量の詳細な確認を行っていなかった。また、異常がなかったため記録票にも記載をしていなかった。

【措置内容】

毒物劇物危害防止規定を見直し、点検周期及び頻度を加えるなど規定を改訂した。新しい規定に基づき、6 月に 1 度、定期確認を実施し、毒物及び劇物等管理状況点検表により組織的にチェックするなど、毒物及び劇物の適正な管理を行っている。

3 県立広高等学校 (監査年月日：平成 28 年 6 月 30 日)

監 査 結 果 (指 摘 事 項)

【住居手当の認定について】

住居手当に係る家賃の額の算定において、届出に添付された契約書の写しに記載されている家賃の額に、家賃以外の額が含まれている場合には、家賃の額が明確にわかる書類等により確認することとなっているが、この確認がされていなかった。適正な事務処理に努められたい。

根 拠

住居手当認定要領 (広島県教育委員会) 第 3 1 (5)

措 置 の 内 容

【原因】

平成 28 年 4 月 1 日付けで異動してきた職員であり、前所属から引き継いだ認定書類の内容を詳しく確認していなかった。

【措置内容】

該当職員に対して「建物賃貸借契約等に係る証明書」の提出を依頼し、平成 28 年 5 月 17 日付けの証明書を受領した。証明書により、家賃の額を確認した結果、認定時の額から変更はなかった。今後は認定書類をよく確認し、適切で明確な事務処理を行う。

4 県立三原東高等学校 (監査年月日：平成 28 年 6 月 30 日)

監 査 結 果 (指 摘 事 項)			
<p>【ア 委託契約における事務処理について】 次の委託契約において、受託者から業務の一部の履行時期を変更する旨の申し出があり、その結果、委託契約の履行期間を延長する必要が生じたが、履行期間延長の変更契約手続を行わないまま業務が行われ、完了検査を行っていた。適正な事務処理に努められたい。</p>			
<table border="1"> <tr> <td style="width: 10%;">契約名</td> <td>広島県立三原東高等学校 植栽管理業務 (平成 27 年度)</td> </tr> </table>	契約名	広島県立三原東高等学校 植栽管理業務 (平成 27 年度)	
契約名	広島県立三原東高等学校 植栽管理業務 (平成 27 年度)		
措 置 の 内 容			
<p>【原因】 契約期間の変更にあたって、仕様書等変更協議書及び承諾書は取り交わしたが、変更契約書の作成を失念していた。</p>			
<p>【措置内容】 法令等を再確認するとともに、その内容を共有し、組織全体でのチェック体制を強化した。</p>			

監 査 結 果 (指 摘 事 項)					
<p>【イ 通勤手当の支給について】 通勤手当の支給において、有料道路を利用する経路を認める要件に該当しないにもかかわらず、有料道路を利用する経路を認定しているものがあった。適正な事務処理に努められたい。</p>					
<table border="1"> <tr> <td style="width: 10%;">誤支給額</td> <td>1名 229,320 円 (平成 27 年 4 月～平成 28 年 5 月)</td> </tr> <tr> <td>根 拠</td> <td>通勤手当認定要領 (広島県教員委員会) 第 3 届出の確認 6 有料道路</td> </tr> </table>	誤支給額	1名 229,320 円 (平成 27 年 4 月～平成 28 年 5 月)	根 拠	通勤手当認定要領 (広島県教員委員会) 第 3 届出の確認 6 有料道路	
誤支給額	1名 229,320 円 (平成 27 年 4 月～平成 28 年 5 月)				
根 拠	通勤手当認定要領 (広島県教員委員会) 第 3 届出の確認 6 有料道路				
措 置 の 内 容					
<p>【原因】 有料道路の認定にあたって、3つの要件すべてを満たさないと認定できないところ、1つ以上要件を満たしていたらよいと誤認していた。</p>					
<p>【措置内容】 該当職員について、平成 28 年 6 月 20 日付けで過払分の通勤手当を納付書により納付させた。 また、事務室内で認定要領を再確認するとともに、研修を受講し、内容を事務室内で共有することで理解の徹底を図り、組織全体でのチェック体制を強化した。</p>					

5 県立福山葦陽高等学校 (監査年月日：平成 28 年 6 月 30 日)

監 査 結 果 (指 摘 事 項)	
<p>【労働条件の明示について】 学校敷地内の草刈や低木の剪定作業のため、賃金職員を雇用しているが、雇用に当たって書面による労働条件の明示をしていなかった。適正な事務処理に努められたい。</p>	
根 拠	労働基準法第 15 条第 1 項
措 置 の 内 容	
<p>【原因】 過去に賃金職員として雇用したことがある人物を、同一の労働条件で雇用するものであったため、書面の交付を怠っていた。</p> <p>【措置内容】 指摘後は、労働条件について、任用の都度、書面（勤務条件説明書）により明示している。</p>	

6 県立庄原格致高等学校 (監査年月日：平成 29 年 1 月 31 日)

監 査 結 果 (指 摘 事 項)	
<p>【扶養手当に係る事後の確認について】 扶養手当の支給を受けている職員に係る事後の確認において、職員が他の者と共同して同一人を扶養する場合には、他の者と所得を比較するなど、職員が主たる扶養者であることを確認することとなっているが、この確認がされていなかった。適正な事務処理に努められたい。</p>	
対 象	扶養親族の所得等現況届（平成 28 年度）
根 拠	扶養手当認定要領（広島県教育委員会） 第 8
措 置 の 内 容	
<p>【原因】 現況確認時に、被扶養者及び共同扶養者の所得が確認できる書類が必要との認識はあったが、認定時に職員と共同扶養者との所得に大きな開きがあったこともあり、所得の比較確認（主たる扶養者の確認）を怠った。</p> <p>【措置内容】 所得確認書類の提出後、所得を比較し、職員が主たる扶養者であることの確認を行った。 今後は、必要な添付書類や記載内容について文書等で職員に周知徹底し、提出されたものを確実に点検し、期限内に適切に完了させる。 また、認定要領等を確実に把握するため研修等に積極的に参加するとともに、所属内で研修内容を共有して理解の徹底を図り、組織全体でのチェック体制を強化した。</p>	

7 県立安芸府中高等学校 (監査年月日：平成 29 年 1 月 31 日)

監 査 結 果 (指 摘 事 項)	
<p>【ア 委託契約に係る事務処理について】 次の委託契約において、特定家庭用機器再商品化法（通称：家電リサイクル法）に基づき家電を収集し指定引取場所へ運搬する際に、運搬する台数を変更したにもかかわらず、変更契約等の必要な手続きを行っていなかった。また、履行確認を怠ったため業務仕様書と異なる台数を収集・運搬させていた。適正な事務処理に努められたい。</p>	
契約名	産業廃棄物収集・運搬及び処分委託業務
措 置 の 内 容	
<p>【原因】 担当者の契約事務に対する認識不足から、金額に変更がなければ変更契約をする必要はないと誤認していた。また、収集時に立会をしていなかったため、契約外（次回処分予定）の家電も含めて収集されたことに気付くことができなかった。</p>	
<p>【措置内容】 事務処理について再確認するとともに、履行確認の徹底を図り、組織全体でのチェック体制を強化した。</p>	

監 査 結 果 (指 摘 事 項)	
<p>【イ リサイクル料金の戻入に係る事務処理について】 特定家庭用機器再商品化法に基づき家電を排出する際に、料金郵便局振込方式により前払いでリサイクル料金の支払いを行ったが、記載内容の誤り等の理由で使用しなかった管理票（家電リサイクル券）について、リサイクル料金の戻入の手続きを行っていなかった。適正な事務処理に努められたい。</p>	
前払したリサイクル料金	35,356 円（テレビ 12 台及び冷蔵庫 2 台）
上記のうち使用しなかった管理票に係る料金	6,048 円（テレビ 3 台）
措 置 の 内 容	
<p>【原因】 担当者が業者から返却された家電リサイクル券の処理を失念していた。</p>	
<p>【措置内容】 使用しなかった管理票に係るリサイクル料金の戻入処理を行った。（平成 28 年 8 月 4 日納入） 家電リサイクル券が不要となった場合の事務処理について再確認するとともに、その内容を共有し、組織全体でのチェック体制を強化した。</p>	

監 査 結 果 (指 摘 事 項)

【ウ 工事請負契約における事務処理について】

次の工事請負契約において、設計図書に定める規格の材料を使用していないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

契約名	広島県立安芸府中高等学校建物格技場（11号棟）高所照明器具落下防止対策工事（平成27年度）
根 拠	建設工事請負契約約款第1条

措 置 の 内 容

【原因】

担当者及び検査職員の発注設計図に対する認識不足から、発注設計図と実工事内容の相違を把握できていなかった。

【措置内容】

監査後、施設課と工事内容を確認し、受注業者と話し合いの上、無償で発注設計図どおりの手直し工事を行った。（平成28年10月12日完了）

施設課が毎年6月に開催している建設工事に係る入札・契約制度等に関する担当者説明会において、発注者として発注設計図を含め仕様内容を理解するよう指導した。

8 県立高陽東高等学校 (監査年月日：平成 28 年 8 月 19 日)

監 査 結 果 (指 摘 事 項)					
<p>【委託契約における事務処理について】 次の委託契約において、次のとおり不適正な事務処理が行われていた。適正な事務処理に努められたい。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">契約名</td> <td>産業廃棄物収集・運搬及び処分業務 (平成 27 年度)</td> </tr> </table> <p>ア 産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合は、産業廃棄物の引渡しと同時に、必要事項を記載した産業廃棄物管理票 (マニフェスト) を交付しなければならないが、これを交付していないものがあった。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">根 拠</td> <td>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条の 3 第 1 項</td> </tr> </table>		契約名	産業廃棄物収集・運搬及び処分業務 (平成 27 年度)	根 拠	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条の 3 第 1 項
契約名	産業廃棄物収集・運搬及び処分業務 (平成 27 年度)				
根 拠	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条の 3 第 1 項				
措 置 の 内 容					
<p>【原因】 家電の廃棄に当たり、家電リサイクル券を貼付し、その収集・運搬を産業廃棄物処理業者に委託した場合には、産業廃棄物管理票 (マニフェスト) を交付する必要があったが、産業廃棄物管理票の交付を失念していた。</p> <p>【措置内容】 産業廃棄物の収集・運搬業務を委託する場合の事務処理について再確認し、以後の委託時において、産業廃棄物管理票を交付するなど、法令等に基づいた適正な事務処理を行った。</p>					

監 査 結 果 (指 摘 事 項)			
<p>イ 産業廃棄物の運搬又は処分の委託契約書については、法令により記載すべき事項が定められているが、記載されていないものがあった。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">根 拠</td> <td> 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条第 6 項 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 6 条の 2 第 4 号ロ </td> </tr> </table>		根 拠	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条第 6 項 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 6 条の 2 第 4 号ロ
根 拠	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条第 6 項 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 6 条の 2 第 4 号ロ		
措 置 の 内 容			
<p>【原因】 家電の廃棄に当たり、家電リサイクル券は貼付し、その収集・運搬を産業廃棄物処理業者に委託した場合には、その運搬の最終目的地を契約書に記載する必要があったが、運搬の目的地 (指定引取場所) の記載を失念していた。</p> <p>【措置内容】 産業廃棄物の収集・運搬業務を委託する場合の事務処理について再確認し、以後の委託時において、委託契約書に運搬の最終目的地を記載するなど、法令等に基づいた適正な事務処理を行った。</p>			

9 県立呉昭和高等学校 (監査年月日：平成 28 年 6 月 30 日)

監 査 結 果 (指 摘 事 項)	
<p>【ア 委託契約における事務処理について】 産業廃棄物処理の委託業務において、当該委託業務の対象である産業廃棄物のうち、一部の産業廃棄物について、書面による委託契約を締結しないまま、これを処分させていた。適正な事務処理に努められたい。</p>	
契約名	広島県立呉昭和高等学校産業廃棄物収集・運搬及び処分委託業務（平成27年度）
根 拠	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第5項 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の2第4項
措 置 の 内 容	
<p>【原因】 当初、収集運搬と処分を同一の事業者が行う契約を締結していた。年度途中で一部の産業廃棄物を処分する事業者が変更となったが、このことに気付かなかったため、書面による委託契約を締結していなかった。</p> <p>【措置内容】 産業廃棄物処理委託の事務処理について再確認するとともに、処分を委託する産業廃棄物の把握に当たっては、学校内でその内容を共有し、組織全体でのチェック体制を強化した。</p>	

監 査 結 果 (指 摘 事 項)	
<p>【イ 毒物及び劇物の管理について】 毒物及び劇物の管理について、学校の「毒物劇物危害防止規定」では管理簿を作成し、使用の都度、毒物劇物ごとに受払記録を行うことになっているが、受払記録を行っていない。適正な事務処理に努められたい。</p>	
根 拠	毒物及び劇物の保管管理について（昭和52年3月26日薬発第313号厚生省薬務局長通知）2
措 置 の 内 容	
<p>【原因】 パソコン内のデータで薬品の受払記録を行ってはいたが、「毒物劇物危害防止規定」の記載事項の理解が不十分であったために、管理状況の点検の際に、一覧表に加えて受払簿による確認も必要であるという認識を持っていなかった。</p> <p>【措置内容】 「毒物劇物危害防止規定」の記載内容を、確認するとともに、受払簿をファイルに綴じて管理簿として保管するよう改めるなど、規定の趣旨に則った薬品の適切な管理・取扱いを行えるよう、管理体制の確認及び改善を行った。</p>	

10 県立広島中央特別支援学校 (監査年月日：平成 28 年 8 月 19 日)

監 査 結 果 (指 摘 事 項)

【郵便切手の管理について】

郵便切手の受払いについて、郵便切手類出納簿（以下、「出納簿」という。）と使用簿を、切手の使用の都度記載していなかったため、出納簿と使用簿の使用枚数及び使用した日が一致していないものがあった。適正な事務処理に努められたい。

根 拠	広島県物品管理規則第 5 条, 第 41 条 郵便切手等の管理について (平成 23 年 12 月 22 日付け 教育委員会事務局管理部総務課長通知)
-----	--

措 置 の 内 容

【原因】

郵便切手を使用する際、使用簿に記載された郵便切手と実際に使用した郵便切手の確認を適切に行っていなかった。また、出納簿の記載と現在高の確認を毎日行っていなかった。

【措置内容】

郵便切手を使用する際、その都度確実な貼付確認を行うとともに、出納簿の記載と現在高の確認を毎日行うこととした。また、再発防止のため、複数の事務職員によるチェック体制を確立するとともに、公金の取り扱いに準じて常に厳重な管理を行うこととした。

11 県立呉南特別支援学校 (監査年月日：平成 28 年 8 月 19 日)

監 査 結 果 (指 摘 事 項)					
【ア 行政財産使用料の徴収について】					
行政財産使用料の徴収において、収入手続が遅延しているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。					
使用許可財産	許可内容	徴収すべき期限	納入通知書発行日	納入期限	使用料(年額)
土地	電柱(1本) 支線(1条)	平成 27 年 4 月 30 日	平成 27 年 5 月 7 日	平成 27 年 5 月 21 日	3,000 円
	雨水排水管	平成 27 年 4 月 30 日	平成 27 年 5 月 7 日	平成 27 年 5 月 21 日	140 円
根拠	行政財産の使用料に関する条例第 4 条				
措 置 の 内 容					
【原因】					
平成 27 年 4 月開校に向け、本校化に伴う諸業務が集中している中、本校の校長が使用許可した分校時代の行政財産の使用許可状況を把握できていなかったため、確認に時間を要し、更新手続きが遅れた。					
【措置内容】					
使用許可関連のファイルを整理し、許可案件ごとに一覧表を作成して共有化し、後任者に引き継げるようにした。					
また、年度が替わって新体制となった際は、事務室会議等で進捗状況を確認し合い、正・副担当が連携し遅延がないよう事務処理を行う体制を整えた。					

監 査 結 果 (指 摘 事 項)	
【イ 毒物及び劇物の規程の整備及び管理について】	
毒物及び劇物について、次のとおり適正な管理が行われていないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。	
(ア) 毒劇物を貯蔵、陳列等する場所は、その他のものを貯蔵、陳列等する場所と明確に区分された毒劇物専用のものとする必要があるが、保管場所に毒物及び劇物以外のものが混在していた。	
根 拠	毒物及び劇物取締法第 11 条第 1 項 毒物及び劇物の保管管理について(昭和 52 年 3 月 26 日薬発第 313 号厚生省薬務局長通知)
措 置 の 内 容	
【原因】	
毒劇物の管理方法を適切に把握していなかったため、毒劇物とその他のものを混在させていた。	
【措置内容】	
再発防止のため、学校に対して、特別支援教育課が毒物及び劇物の適正な管理徹底について指導を行った。当校においては、監査指摘後、鍵のかかる毒物及び劇物専用の保管庫を購入し、当該保管庫で全ての毒物及び劇物を収納して管理している。	
なお、管理状況については、特別支援教育課が学校を訪問し、適切であることを確認している。	

監 査 結 果 (指 摘 事 項)

(イ) 毒物及び劇物の容器及び被包には、「医薬用外」の文字を表示するとともに、毒物については赤地に白色をもって「毒物」の文字を、劇物については白地に赤色をもって「劇物」の文字を表示しなければならないとされているが、保管容器にこれらの表示のないものがあつた。

根 拠	毒物及び劇物取締法第 12 条第 1 項
-----	----------------------

措 置 の 内 容

【原因】

学校の認識不足により、表示を怠っていた。

【措置内容】

再発防止のため、学校に対して、特別支援教育課が毒物及び劇物の適正な管理徹底について指導を行った。当校においては、保管容器に表示のない毒劇物について、速やかに必要な表示を行い、改善を図った。なお、管理状況については、特別支援教育課が学校を訪問し、適切であることを確認している。

監 査 結 果 (指 摘 事 項)

(ウ) 毒物及び劇物の管理について、平成 28 年度には毒物劇物危害防止規定が定められたが、平成 27 年度（本校化の初年度）には、毒劇物の在庫量の定期点検及び毒劇物の種類等に応じたの使用量の記録が行われていなかった。

根 拠	毒物及び劇物取締法第 11 条第 1 項 毒物劇物危害防止規定について（昭和 50 年 11 月 6 日薬安第 80 号・薬監第 134 号厚生省薬務局安全・監視指導課長連名通知） 毒物及び劇物の保管管理について（昭和 52 年 3 月 26 日薬発第 313 号厚生省薬務局長通知）
-----	--

措 置 の 内 容

【原因】

学校の認識不足により、記録を怠っていた。

【措置内容】

再発防止のため、学校に対して、特別支援教育課が毒物及び劇物の適正な管理徹底について指導を行った。当校においては、毒劇物の在庫量の確認を行うとともに、管理簿を整備して使用量の記録管理を行い、改善を図った。

なお、管理状況については、特別支援教育課が学校を訪問し、定期点検の実施や記録管理が行われているなど適切であることを確認している。

12 公益財団法人広島県教育事業団 (監査年月日：平成 29 年 2 月 15 日)

監 査 結 果 (指摘事項)	
<p>【ア 会計事務について】 会計事務について、次のとおり不適正なものがあつた。適正な事務処理に努められたい。 (ア) 定款に掲げられた事業目的のため継続的に使用されているスポーツ会館に係る固定資産受贈益は、経常収益区分に計上すべきところ、経常外収益区分に計上されていた。</p>	
根 拠	公益法人会計基準注解 (注 15) なお書き 公益法人会計基準に関する実務指針 (日本公認会計士協会 平成 28 年 3 月 22 日 改正平成 28 年 12 月 22 日) Q23
対応方針・対応結果	
<p>【原因】 公益法人会計基準の運用方針において、「12 財務諸表の科目」中で固定資産受贈益は経常外収益の科目として記載されていることに加え、公益法人会計基準注解(注 15)なお書きにおいては、指定正味財産からの振替額は「経常収益又は経常外収益」として記載するとあること、また、実際に固定資産の現物や資金などの提供を受けていないことから経常外収益が適切であると判断した。</p>	
<p>【措置内容】 平成 28 年度決算及び平成 29 年度予算から、当該科目は経常収益区分に計上した。</p>	

監 査 結 果 (指摘事項)	
<p>(イ) 県派遣職員・賃金職員以外の職員に業績手当が支給されているが、引当金の計上要件を満たしているにもかかわらず、賞与引当金を計上していなかった。</p>	
根 拠	企業会計原則 注解 18
対応方針・対応結果	
<p>【原因】 業績手当については、規程において「職員が、所定の業務に関し顕著な業務実績を挙げたと認められるとき」に支給される旨定義しており、期間計算によらないものと判断し引当金を計上しなかった。</p>	
<p>【措置内容】 平成 28 年度決算においては賞与引当金繰入の対象を業績手当まで拡大した。また、平成 29 年度予算から、業績手当においても賞与引当金を計上した。</p>	

監 査 結 果 (指摘事項)	
<p>【イ バス回数券の管理について】 バス回数券が金庫内に保管されていたが、出納簿等による管理が行われていなかった。適正な事務処理に努められたい。</p>	
対応方針・対応結果	
<p>【原因】 出張時におけるバスの利用に関しては、専らパスピーによるもので回数券を利用していなかったため、管理簿の作成を怠っていた。</p>	
<p>【措置内容】 管理簿を作成し、受払を管理している。</p>	

【公安委員会】

1 広島中央警察署（監査年月日：平成29年1月31日）

監査結果（指摘事項）

【工事請負契約における事務処理について】

次の工事請負契約において、出来形が不足する工事並びに路側式道路標識工事仕様書（広島県警察本部）に定めるコンクリート基礎及び削孔基礎の基準を満たしていない工事があった。適正な事務処理に努められたい。

契約名	広島市中区千田町3丁目ほか路側式道路標識設置工事（平成27年度） 広島市中区中町ほか路側式道路標識設置工事（平成27年度） 広島市中区住吉町ほか路側式道路標識設置工事（平成27年度） 広島市中区南千田西町ほか路側式道路標識設置工事（平成27年度）
根拠	工事設計書 広島市中区中町ほか路側式道路標識設置工事（広島中央警察署） 路側式道路標識工事仕様書（広島県警察本部）

措置の内容

【原因】

路側式道路標識設置工事において、設置場所の状況に応じて、仕様書等に定める基準を多少満たしていなくても、標識の視認性や歩行者等の交通への影響が優先されると誤認し、工事施工の管理が十分でなかったこと。

【措置内容】

今回の指摘事項を関係職員に周知し、誤った認識の払拭を図ったほか、工事設計や工事監督に携わる職員に本部主管課等が開催する研修や教養を受講させ、工事設計や検査に必要な知識の向上を図るとともに、組織全体でのチェック体制を強化した。なお、指摘のあった工事箇所については緊急点検を実施し、倒壊等のおそれはないことを確認した。

2 安佐北警察署 (監査年月日：平成 29 年 1 月 31 日)

監 査 結 果 (指摘事項)

【工事請負契約における事務処理について】

次の工事請負契約において、路側式道路標識工事仕様書（広島県警察本部）に定めるコンクリート基礎及び削孔基礎の基準等を満たしていない工事があった。適正な事務処理に努められたい。

契約名	広島市安佐北区可部南 2 丁目ほか路側式道路標識設置・改修工事（平成 27 年度） 広島市安佐北区安佐町大字くすのき台ほか路側式道路標識設置・改修工事 （平成 27 年度） 広島市安佐北区亀崎 4 丁目ほか路側式道路標識設置・改修工事（平成 27 年度）
根 拠	路側式道路標識工事仕様書（広島県警察本部）

措 置 の 内 容

【原因】

路側式道路標識設置工事において、「路側式道路標識 基礎標準図」の規格を変更した基礎を設置する場合は、必ず協議を行い、強度計算書を提出し、その基礎の強度が確保されている場合のみ施工することができるが、監督員の認識不足により工事打合せ簿の作成を失念しており、工事施工の管理が十分でなかったこと。

【措置内容】

再発防止のため、監督員は、路側式道路標識工事仕様書（広島県警察本部）に基づいた事務処理について再確認するとともに、検査員を含め所属内で工事仕様書の内容を共有理解するよう徹底を図り、組織全体でのチェック体制を強化した。なお、指摘のあった工事箇所については緊急点検を実施し、倒壊等のおそれはないことを確認した。

3 山県警察署 (監査年月日：平成 29 年 1 月 31 日)

監 査 結 果 (指摘事項)	
【工事請負契約における事務処理について】	
次の工事請負契約において、路側式道路標識工事仕様書（広島県警察本部）に定めるコンクリート基礎及び削孔基礎の基準を満たしていないものがあった。適正な事務処理に努められたい。	
契約名	路側式道路標識設置工事（山県郡北広島町寺原 3343 番地先ほか 7 か所）（平成 27 年度） 路側式道路標識設置工事（山県郡北広島町春木 300 番地 1 先ほか 9 か所）（平成 27 年度）
根 拠	路側式道路標識工事仕様書（広島県警察本部）
措 置 の 内 容	
【原因】	
路側式道路標識設置工事において、「路側式道路標識 基礎標準図」の規格を変更した基礎を設置する場合は、必ず協議する必要があるところ、監督員の認識不足により工事打合せ簿の作成を失念しており、工事施工管理が十分でなかったこと。	
【措置内容】	
再発防止のため、監督員は、路側式道路標識工事仕様書（広島県警察本部）に基づいた事務処理について再確認するとともに、検査員を含め所属内でその内容を共有して理解の徹底を図り、組織全体でのチェック体制を強化した。なお、指摘のあった工事箇所については緊急点検を実施し、倒壊等のおそれはないことを確認した。	

4 広警察署 (監査年月日：平成 28 年 6 月 30 日)

監 査 結 果 (指摘事項)	
【工事請負契約における事務処理について】	
次の工事請負契約において、路側式道路標識工事仕様書（広島県警察本部）に定める削孔基礎の基準を満たしていないものがあった。適正な事務処理に努められたい。	
契約名	1 4 - 1 路側式道路標識設置等工事（平成 26 年度） 1 3 - 1 路側式道路標識設置等工事（平成 27 年度）
根 拠	路側式道路標識工事仕様書（広島県警察本部）
措 置 の 内 容	
【原因】	
路側式道路標識設置工事において、標識の視認性や歩行者等への利便性に配慮した結果、仕様書の削孔基準一部を満たしていないものがあり、工事施工管理が不十分であった。	
【措置内容】	
今後の再発防止施策として、監督員に本部主管課等による研修や教養を早期に受講させ、関係知識の向上に努めるとともに、工事設計時における現場確認を徹底する。 指摘事項の箇所については現場点検を実施し、基礎部分の強度等に問題がないことを確認した。	

5 公益財団法人 暴力追放広島県民会議 (監査年月日：平成 29 年 2 月 15 日)

監 査 結 果 (指摘事項)
<p>【固定資産の減価償却について】 固定資産の減価償却について、公益財団法人暴力追放広島県民会議会計処理規則において、定率法により行わなければならないとされているところ、定額法により行っていた。適正な事務処理に努められたい。</p>
措 置 の 内 容
<p>【原因】 平成 24 年の公益法人移行に伴い、公益法人協会から「公益法人の固定資産の減価償却については定額法による」旨の指導を受けた。 平成 25 年 5 月 28 日にシュレッダー (購入額 232,260 円耐用年数 5 年) を購入し、定額法により償却していたが、公益財団法人暴力追放広島県民会議会計処理規則の改正を忘れており、当該監査により指摘事項が判明したもの。</p> <p>【措置内容】 平成 29 年 3 月 10 日開催の平成 28 年度第 2 回理事会で議案上程し、理事会の承認を得て公益財団法人暴力追放広島県民会議会計処理規則を一部改正し、固定資産の減価償却を定額法によることとした。</p>